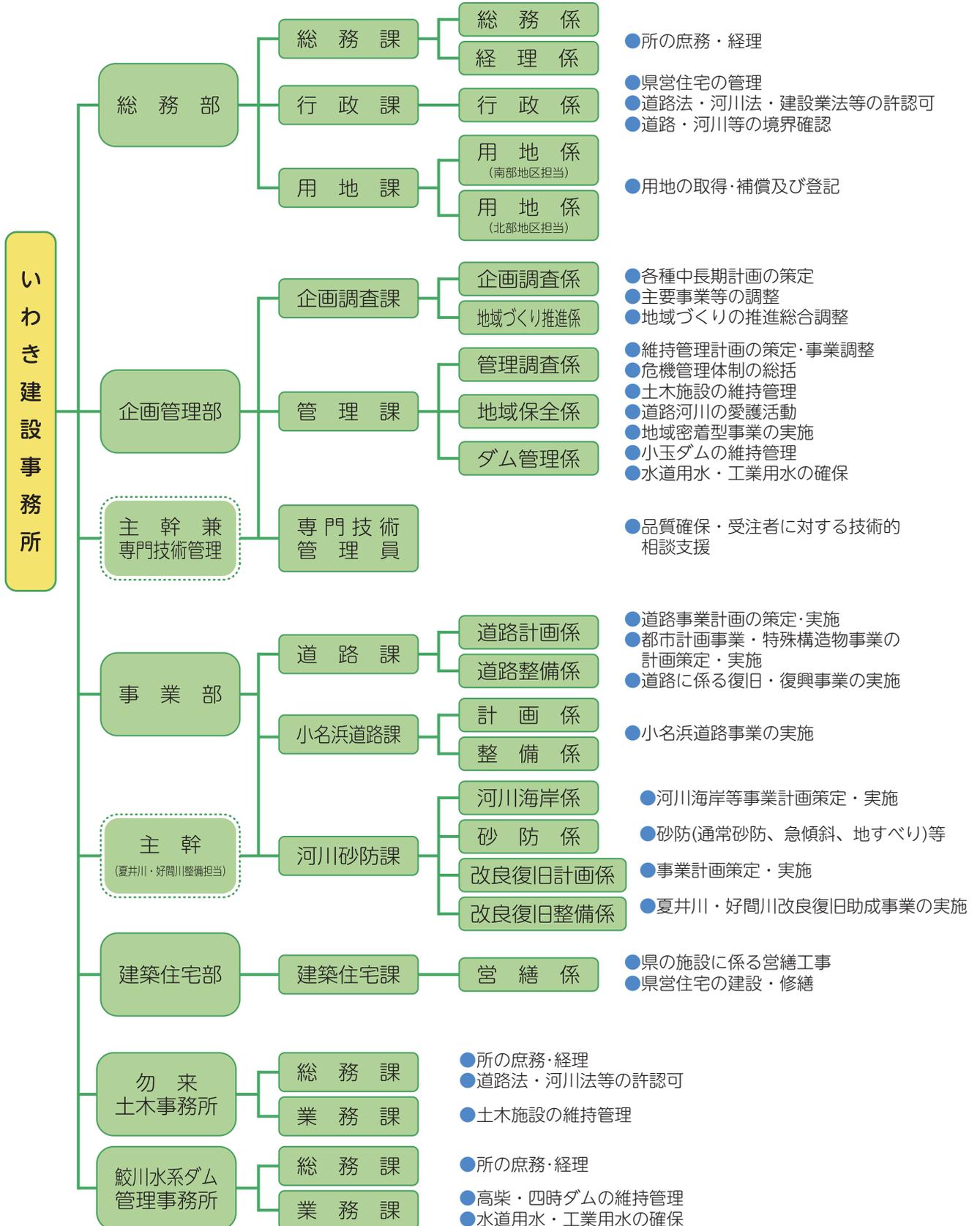


# VIII 行政機構

## 1 内部組織・事務分掌

(令和5年4月1日現在)



## 2 職員数

(令和5年4月1日現在)

	いわき建設	勿来土木	鮫川水系ダム	合計
所長	1			1
次長	1			1
主幹	5			5
部長	(兼3) 1			(兼3) 1
所長(准公所)		1	1	2
課長	(兼1) 8			(兼1) 8
専門技術管理員	(兼1) 1			(兼1) 1
主任主査	14	2		16
専門建築技師	1			1
専門電気技師			1	1
課長(准公所)		(兼2)	(兼2)	(兼4)
主査	18	3	(兼1) 1	(兼1) 22
主任建築技師	2			2
主任電気技師	1			1
主任通信技師			1	1
副主査	10			10
主事	15	1	(兼1)	(兼1) 16
技師	8	1		9
電気技師	1		4	5
建築技師	1			1
主任運転手	1	1		2
道路補修員	(兼1)	(兼1)		(兼2)
小計	(兼6) 89	(兼3) 9	(兼4) 8	(兼13) 106
任期付職員	6	1	2	9
再任用職員	7			7
特定会計年度任用職員	11	1	2	14
会計年度任用事務職員	5	2	1	8
会計年度任用技術職員			1	1
小計	29	4	6	39
合計	(兼6) 118	(兼3) 13	(兼4) 14	(兼13) 145
平成30年4月1日	(兼8) 137	(兼2) 17	(兼4) 13	(兼14) 167
平成31年4月1日	(兼8) 129	(兼2) 16	(兼4) 15	(兼14) 160
令和2年4月1日	(兼8) 124	(兼3) 16	(兼5) 15	(兼16) 155
令和3年4月1日	(兼7) 121	(兼3) 12	(兼5) 14	(兼16) 147
令和4年4月1日	(兼7) 115	(兼2) 12	(兼4) 15	(兼13) 142

### 3 事務所の沿革

大正	9.11.1	富岡土木監督署平出張所が、平字十五丁目13番地に設置され石城郡一円並びに双葉郡久之浜町及び大久村が管轄区域となる。
大正	11.3.1	富岡土木監督署が廃止され平出張所区域をもって平土木監督署となる。
大正	14	双葉郡竜田村、木戸村及び広野町が管轄区域に加えられる。
昭和	6.12.14	富岡土木監督署が再開設され、平土木監督署の管轄が、石城一円となる。
昭和	20.4.1	平土木監督署植田出張所が植田本町三丁目2番地の4に創設され、所轄区域が植田・錦・川部・勿来及び田人の区域となる。
昭和	23.10.1	機構改革により、植田出張所が植田土木監督署となり江名港修築事務所と小名浜事務所が創設される。
昭和	30.9.1	土木監督署は、土木事務所と改称され、さらに平戦火復興事務所が平土木事務所に統合される。(平土木事務所 植田土木事務所)
昭和	36.2.1	平土木事務所及び失業対策事業所の合同庁舎が平谷川瀬字明治町20番地に新築され移転する。
昭和	36.4.1	植田土木事務所が勿来土木事務所となる。
昭和	37.10.1	(高柴ダム完成、給水を開始)
昭和	41.10.1	いわき市の誕生により、新たに久之浜及び大久村が平土木事務所の管轄区域に加わる。内部組織が3課5係となる。
昭和	44.4.1	機構改革により平土木事務所と勿来土木事務所が統合され、いわき建設事務所となり、管轄区域は、いわき市全域となる。内部組織が5課10係1土木事務所となる。
昭和	48.4.1	事務改善により内部組織が6課14係1土木事務所となる。
昭和	49.5.20	いわき合同庁舎が平字梅本15番地に新築され移転する。
昭和	51.6.1	事務改善により内部組織が6課15係1土木事務所となる。
昭和	53.4.1	事務改善により内部組織が7課15係1土木事務所となる。
昭和	56.3.10	勿来土木事務所庁舎がいわき市東田町川端42番地の1に新築され移転する。
昭和	57.4.1	小玉ダム建設調査のための分室が平字上川原83番地の1に建設される。
昭和	58.4.1	小玉ダム建設事務所が独立するとともに、事務改善により計画課と工事課の分掌事務が改められる。
昭和	59.4.1	鮫川水系の高柴ダム及び四時ダムの集中管理を行うため、勿来土木事務所庁舎内に鮫川水系ダム管理事務所が設置される。
平成	元 .4.1	事務所改善により工事課に工事第三係が新設され、内部組織が7課14係1土木事務所、1ダム管理事務所となる。
平成	2.4.1	機構改革により、いわき失業対策事務所がいわき建設事務所の出張所(准公所)となり、内部組織が7課14係1土木事務所、1失業対策事務所、1ダム管理事務所となる。
平成	3.4.1	事務改善により、内部組織が7課13係1土木事務所、1失業対策事務所、1ダム管理事務所となる。
平成	6.4.1	事務改善により、内部組織が8課13係1土木事務所、1失業対策事務所、1ダム管理事務所となる。
平成	8.3.31	県営一般失対策事業と炭坑離職者緊急就労事業の終息に伴い、いわき失業対策事務所を廃止する。任意就労事業は、平成8年4月1日からいわき建設事務所就労事業担当が継続実施することとなる。
平成	9.4.1	小玉ダム完成に伴い小玉ダム管理事務所がいわき建設事務所の出張所として設置され、業務を開始する。

平成	13.3.31	任意就労事業が終了し、就労事業担当が廃止となる。
平成	14.4.1	湯本川整備担当が設置される。
平成	15.4.1	機構改革に伴うグループ制導入により、4部10グループ、1整備担当、1土木事務所、2ダム管理事務所となる。
平成	19.5.16	一般国道289号荷路夫バイパスエコロードの取り組みが全建賞を受賞する。
平成	20.4.1	F・F型行政組織の見直しにより、4部10課、1土木事務所、2ダム管理事務所となる。
平成	20.5.16	主要地方道いわき上三坂小野線泉トンネルが全建賞を受賞する。
平成	21.3.31	湯本川整備担当が廃止される。
平成	21.5.18	湯本川床上浸水対策特別緊急事業が全建賞を受賞する。
平成	22.4.1	事務所改善により管理計画課と地域保全課が統合されて管理課となり、内部組織が4部8課、1土木事務所、2ダム管理事務所となる。
平成	23.3.11	14時46分牡鹿半島沖の東南東130km付近を震源とするM9.0の東北地方太平洋沖地震発生(いわき市震度6弱)
平成	23.4.11	17時16分いわき市南部を震源とする直下型地震発生(いわき市震度6弱)
平成	23.4.12	14時07分いわき市南部を震源とする直下型地震発生(いわき市震度6弱)
平成	23.6.1	震災対応により災害復旧P Tが設置され、内部組織が4部8課1P T、1土木事務所、2ダム管理事務所となる。(他県からの応援職員を災害復旧P Tに配置)
平成	23.8.31	4/11,12の地震により通行止となっていたいわき石川線上釜戸地区の応急復旧工事が完了し再開通する。
平成	23.9.20	4/11,12の地震により通行止となっていたいわき石川線才鉢地区の応急復旧工事が完了し再開通する。
平成	24.4.1	震災対応により復旧・復興部が設置され、内部組織が5部9課、1土木事務所、2ダム管理事務所となる。
平成	26.4.1	震災対応により復旧・復興課が道路・橋梁課と河川・海岸課に分割され、内部組織が5部10課、1土木事務所、2ダム管理事務所となる。
平成	26.6.13	夏井地区海岸堤防が土木学会技術賞を受賞する。
平成	27.4.1	小名浜道路担当が設置される。
平成	28.3.31	小玉ダムの遠隔監視体制への移行にあたり、小玉ダム管理事務所が廃止される。
平成	28.4.1	管理課内に小玉ダム管理担当が設置され、内部組織が5部10課、1土木事務所、1ダム管理事務所となる。
平成	31.4.1	復旧・復興部の河川・海岸課が廃止され、小名浜道路担当が小名浜道路課として新設される。
令和	1.11.18	河川砂防課内に改良復旧係が設置される。
令和	2.4.1	防災緑地事業が完了したことにより、道路・橋梁課防災緑地係が廃止される。
令和	2.6.30	防災緑地事業(7箇所)が全建賞を受賞する。
令和	3.4.1	用地課の復興用地担当を廃止し、新たに、主幹(夏井川・好間川整備担当)及び夏井川・好間川用地担当が設置される。
令和	4.4.1	復旧・復興部(道路・橋梁課、道路・橋梁係)及び用地課の夏井川・好間川用地担当を廃止するとともに、小名浜道路課を事業部へ移管。また、企画調査課の復興まちづくり係を廃止し、新たに地域づくり推進係、河川砂防課内に改良復旧計画係が設置される。